

## 令和6年度ニホンジカ等の農業集落への生息状況アンケート調査業務委託仕様書

### 1 業務名

令和6年度ニホンジカ等の農業集落への生息状況アンケート調査業務

### 2 目的

岡山県は、第二種特定鳥獣（ニホンジカ）管理計画においてニホンジカの個体数（生息数）を推定し、目標を設定したが、推定した個体数について、毎年度個体数の見直しを行う必要がある。

岡山県では、平成28年度から推定を実施しているが、推定業務の正確を期するため農業集落へのアンケート調査を実施する。

### 3 委託期間

契約締結日から令和7年3月17日まで

### 4 委託限度額

1,014,200円（消費税及び地方消費税を含む。）

### 5 業務内容について

#### (1) 集落アンケート調査の実施

岡山県内の集落に対し、ニホンジカ等の発生状況、被害状況及び防止対策実施の有無についてアンケート調査を実施する。岡山県と受託者の業務分担は、次のとおりとする。

＜受託者＞アンケート用紙の作成

集計用エクセルファイルの作成

集計結果の分析、配布用「集計結果概要」の作成

市町村向け報告会（3月）への出席（※経費は別途支払）

＜岡山県＞アンケート用紙・記入例・返信用封筒の印刷

アンケートの発送

アンケートの回収

集計用エクセルファイルへの打ち込み

配布用「集計結果概要」の印刷

※アンケート用紙等の印刷・発送・回収に係る費用は県が負担

※会計年度任用職員を1名雇用（8月～1月）し、発送・回収・集計作業を行う

#### (2) 技術支援

集落アンケート調査の実施に対し、電話やメール等で技術支援を行う。

#### (3) その他

その他、アンケート調査に付随する業務を行う。

## 6 成果品

調査期間終了後は、調査結果を取りまとめ、報告書を作成し、紙媒体及び電子媒体（Word、Excel 等編集可能なデータを収納したCD-R）により岡山県に提出する。

## 7 著作権等の扱い

- (1) 成果品に関する著作権、著作隣接権、商標権、商品化権、意匠権及び所有権（以下「著作権等」という。）は、岡山県が保有するものとする。
- (2) 受託者は、自ら制作・作成した著作物に対し、いかなる場合も著作者人格権を行使しないものとする。
- (3) 成果品に含まれる受託者又は第三者が権利を有する著作物等（以下「既存著作物」という。）の著作権等は、個々の著作者等に帰属するものとする。
- (4) 納入される成果品に既存著作物等が含まれる場合には、受託者が当該既存著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続を行うものとする。

## 8 情報セキュリティの確保

受託者は、下記の点に留意して、情報セキュリティを確保するものとする。

- (1) 受託者は、委託業務の開始時に、委託業務に係る情報セキュリティ対策とその実施方法及び管理体制について岡山県に書面で提出すること。
- (2) 受託者は、岡山県から機密情報を提供された場合には、当該情報の機密性の格付けに応じて適切に取り扱うための措置を講ずること。また、委託業務において受託者が作成する情報については、岡山県からの指示に応じて適切に取り扱うこと。
- (3) 受託者は、岡山県情報セキュリティポリシーに準拠した情報セキュリティ対策の履行が不十分と見なされるとき、又は受託者において委託業務に係る情報セキュリティ事故が発生したときは、必要に応じて岡山県が行う情報セキュリティ対策に関する監査を受け入れること。
- (4) 受託者は、岡山県から提供された機密情報が業務終了等により不要になった場合には、確実に返却、又は廃棄すること。また、委託業務において受託者が作成した情報についても、岡山県からの指示に応じて適切に廃棄すること。
- (5) 受託者は、委託業務の終了時に、本業務で実施した情報セキュリティ対策を報告すること。

(参考) 岡山県情報セキュリティポリシー

<http://www.pref.okayama.jp/page/detail-1071.html>

## 9 その他

本業務の実施に当たり、この仕様書に記載のない事項については、県と受託者双方で別途協議するものとする。